

介護新聞 2008年1月17日

<介護労働者賃金引き上げで 民主党、衆院に法案提出>

認定事業所に報酬3%加算

4月施行目指す

民主党は九日、介護労働者の賃金引き上げや待遇改善を図る「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」を衆議院に提出した。介護報酬改定を一年前倒しする形で、四月から平均賃金が一定以上の事業所を認定して介護報酬を加算。加算額について同党は「介護報酬の3%」としている。(5面に法案抜粋)

法案では他業種の平均賃金水準を勘案し、厚生労働大臣がサービス・地域別の賃金水準(認定基準額)を設定。介護労働者の賃金見込額が「認定基準額」を上回る事業所を認定して加算する。加算分は保険料引き上げや利用者負担アップにならないよう全額税財源で対応。全介護事業者に賃金引き上げ、労働時間短縮など、労働条件改善の努力義務も課す。

同党は増額分をすべて人件費に充当すれば、介護労働者約八十万人(常勤換算)に対し一人当たり月二万円程度の賃金引き上げが可能と説明。現時点で認定事業所になれるのは約半数とみており、財源規模は約九百億円になる見通した。